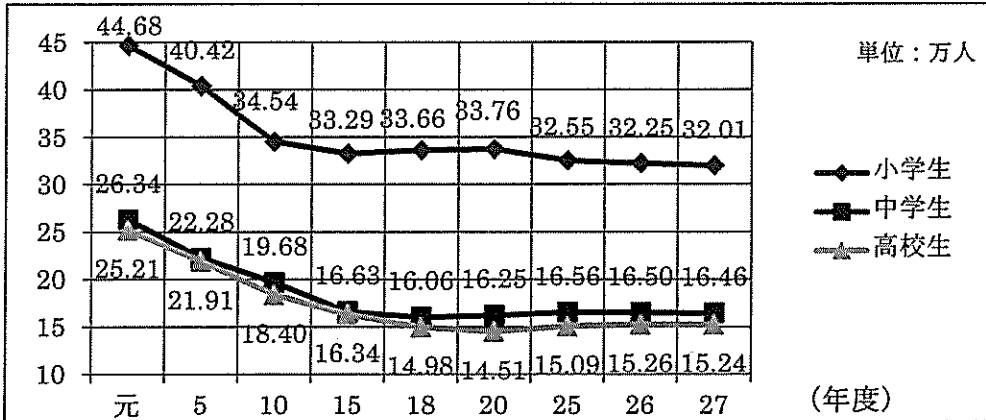


# 第1節 第1次計画策定後の千葉県の特別支援教育の現状

## 1 児童生徒数の推移について

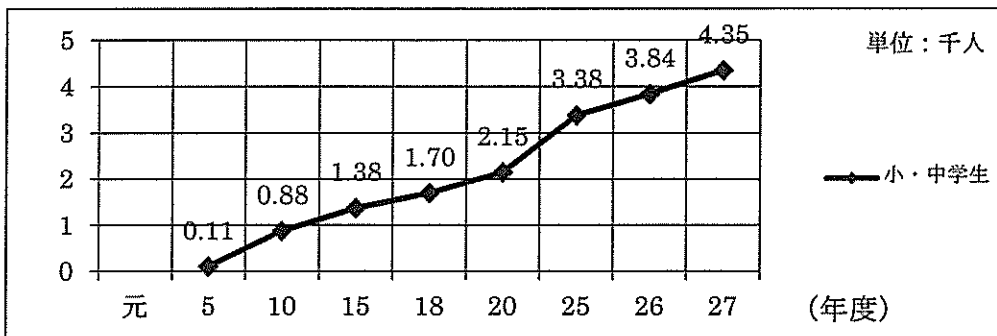
○小中学校の支援体制が整備され、学びにくさを感じている子供に目が届きやすくなったことや一人一人の教育的ニーズに応じた教育への期待から、特別支援学校等の児童生徒数が増加しています。

【千葉県の児童・生徒数（公立・私立）】



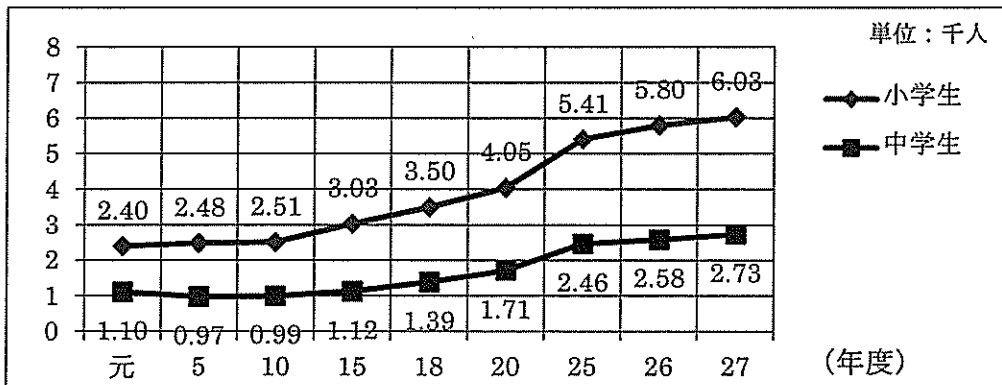
千葉県全体の児童生徒数は、少子化等の影響により少傾向にあります。

【通級による指導を受けている児童生徒数（公立小・中学校）】



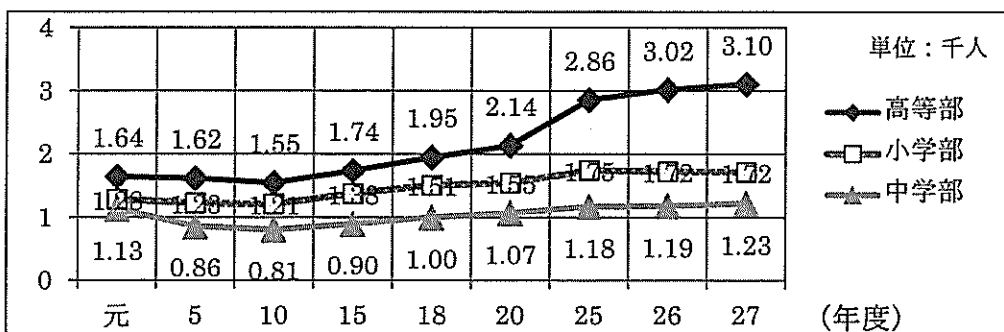
H18年と比較すると約2.6倍となっています。

【公立小・中学校の特別支援学級の児童生徒数】



H18年と比較すると約1.8倍となっています。知的障害や自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍児童生徒数が増えています。

【公立特別支援学校の児童生徒数】



H18年と比較すると約1.4倍となっています。特に、高等部の生徒数が増加しています。

2 相談・支援体制について

【第1次計画 テーマ1に関連】

★早期の教育相談支援体制の整備

- (1) 乳幼児とその保護者への早期教育相談支援体制の充実
- (2) 就学前幼児への個別の支援計画作成と適切な就学支援

○幼児児童生徒の生活上または学習上の困難を改善又は克服するため、本人、保護者、教職員が、「いつでも、どこでも、なんでも」相談できる体制の整備に努めてきました。

○発達障害の可能性のある幼児等への支援に必要な情報を「Q&A」形式に取りまとめ、課のホームページに掲載し、情報の提供に努めてきました。

- ・平成26年3月「～幼稚園・保育所における～ 発達障害の可能性のあるこどもへの支援Q&A」
- ・平成27年3月「保護者向け早期相談支援①Q&A ～就学に関する情報～」
- ・平成28年3月「保護者向け早期相談支援②Q&A ～家庭での子育てに関する情報～」

○現在、専門家チーム、特別支援アドバイザー、県総合教育センター特別支援教育部、特別支援学校、市町村教育委員会、市町村教育センター、小・中・高等学校が連携して、相談支援を行っています。

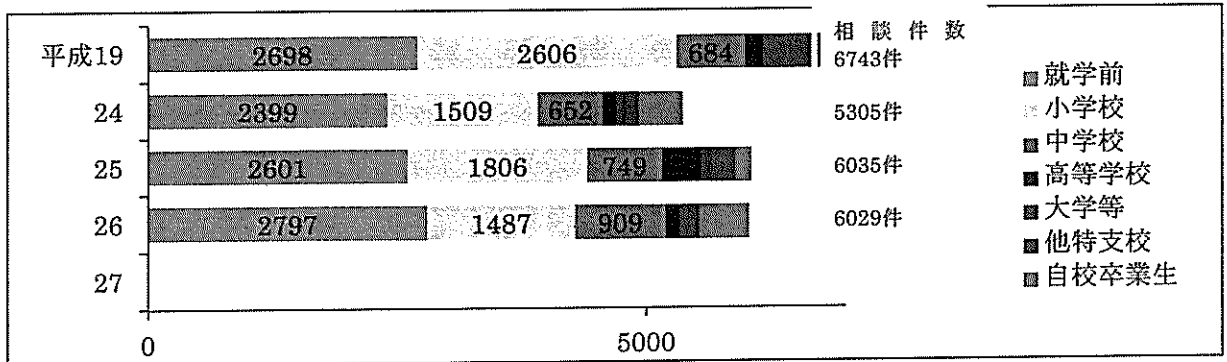
◎本人・保護者からの相談件数は減少しているが、教員からの相談件数は増加している。

【図1】【図2】

◎就学前、中学校からの相談件数が増加している。【図1】

◎LD等の発達障害に係る相談件数の割合が増加している。【図3】

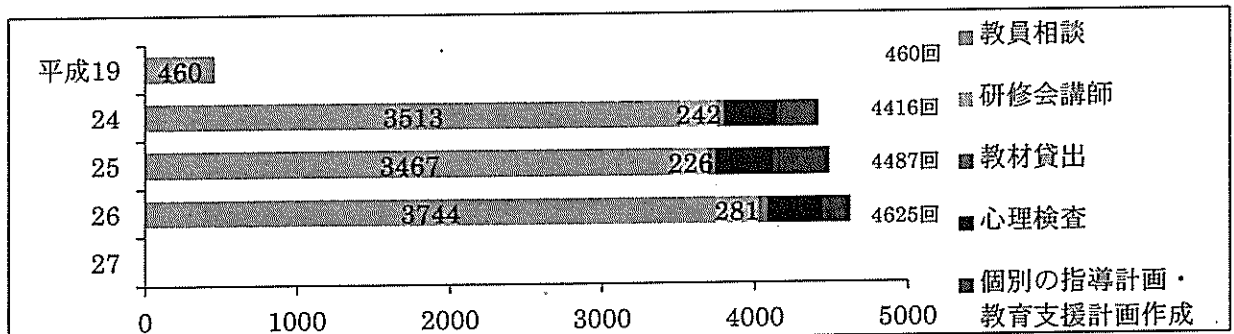
【図1】【県立特別支援学校が幼児児童生徒の教育について 受理した教育相談数(のべ件数)】



※調査期間 毎年4月1日から翌年3月末まで ※大学等は、大学、短期大学、専門学校等をさす。

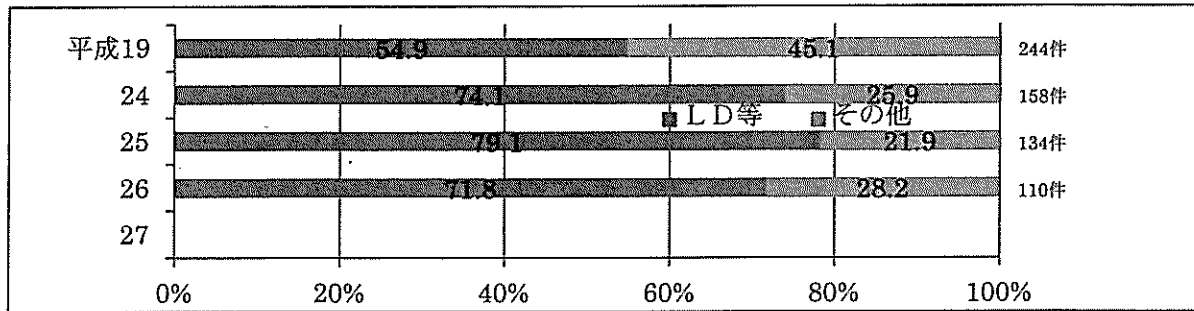
※相談方法は、電話、来校、巡回、メール等

【図2】【県立特別支援学校が教員からの要請に協力した件数(のべ件数)】



※大学等は、大学、短期大学、専門学校等をさす。 ※平成19年度は詳細不明のため、総数のみを表記。

【図3】【総合教育センター特別支援教育部の相談件数とLD、ADHD、高機能自閉症等の割合】



### 3 学びを支える状況について

【第1次計画 テーマ2に関連】

- ★ 小・中学校における特別支援教育の整備・充実
- (1) 「わかる授業」の推進と学級における支援の充実
- (2) 適切な教育的支援のための校内体制による支援の充実
- (3) 学校を支える校外の支援システムの整備
- (4) 交流及び共同学習、地域で共に学び育つ教育を推進
- (5) 特別支援教室（仮称）構想に向けた具体的検討

#### (1) 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ状況

○千葉県では、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の相互の理解や、障害のある幼児児童生徒が地域で学ぶことを積極的に推進しています。

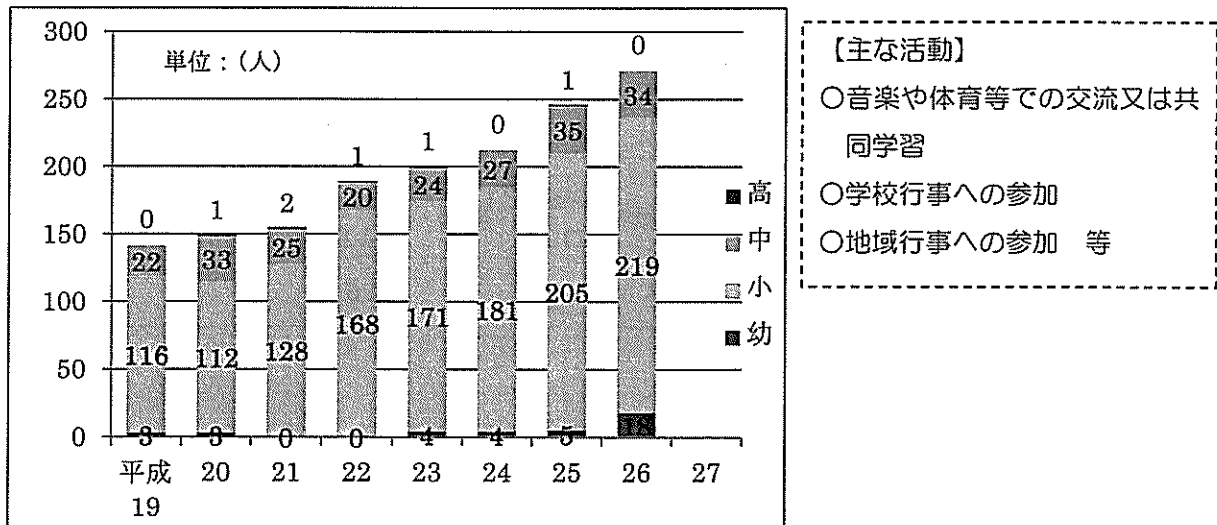
○小・中学校では、通常の学級と特別支援学級とが交流及び共同学習を行っています。特別支援学級の児童生徒個人が通常の学級の集団に入る形のほか、特別支援学級と通常の学級が全体で活動する形があります。

○特別支援学校では「居住地校交流」という名称で、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が、居住地の小・中学校等において交流及び共同学習を行っています。

また、特別支援学校と小・中学校等が学年単位や学校単位で行う学校間交流も行われています。

◎相手や活動場面を工夫することで、実施人数や実施回数は年々増えている。【図4】【図5】

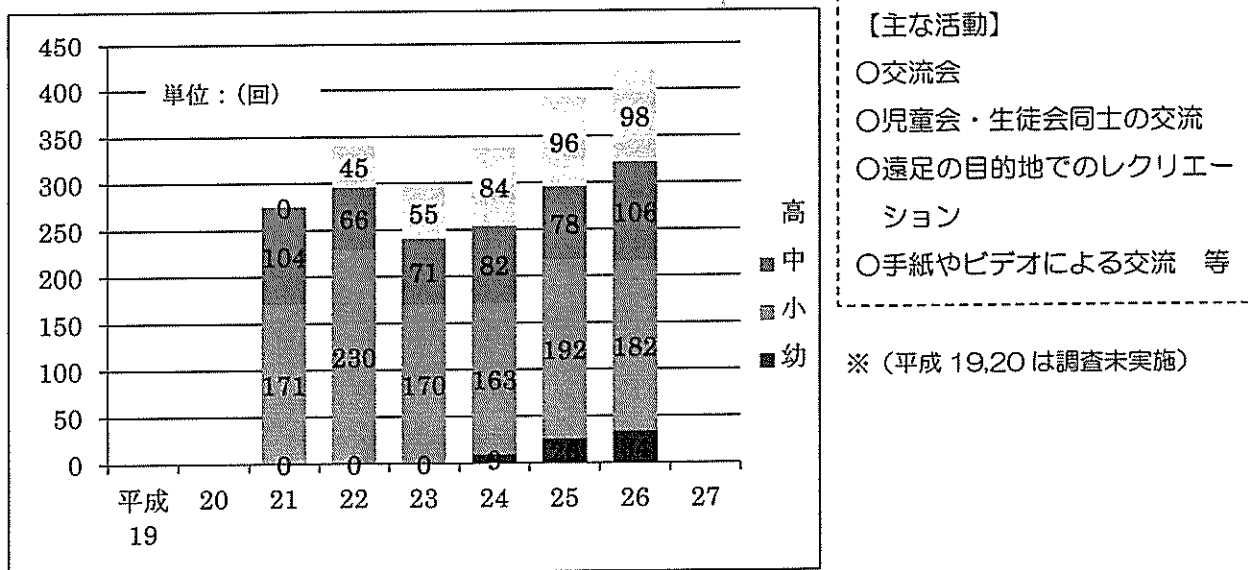
【図4】【県立特別支援学校における居住地校交流の取組状況（実施人数）】※H27は集計中



- 【主な活動】
- 音楽や体育等での交流又は共同学習
  - 学校行事への参加
  - 地域行事への参加 等

第2章 第1次計画策定後の取組と評価

【図5】【県立特別支援学校における学校間交流の取組状況（実施回数）】※H27は集計中

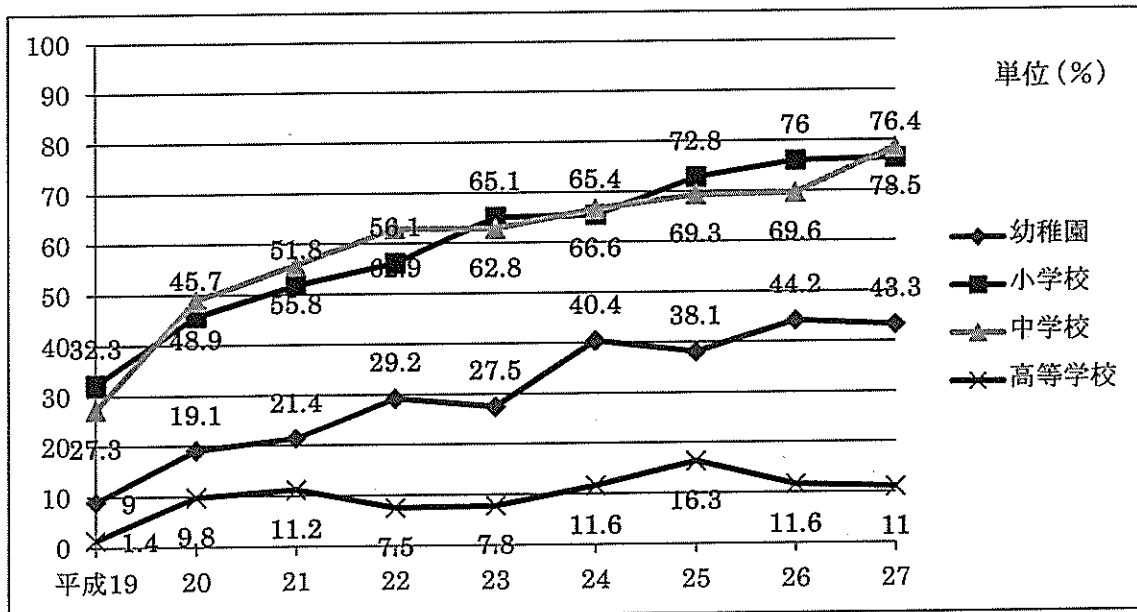


(2) 一人一人の教育的ニーズに応える取組の状況

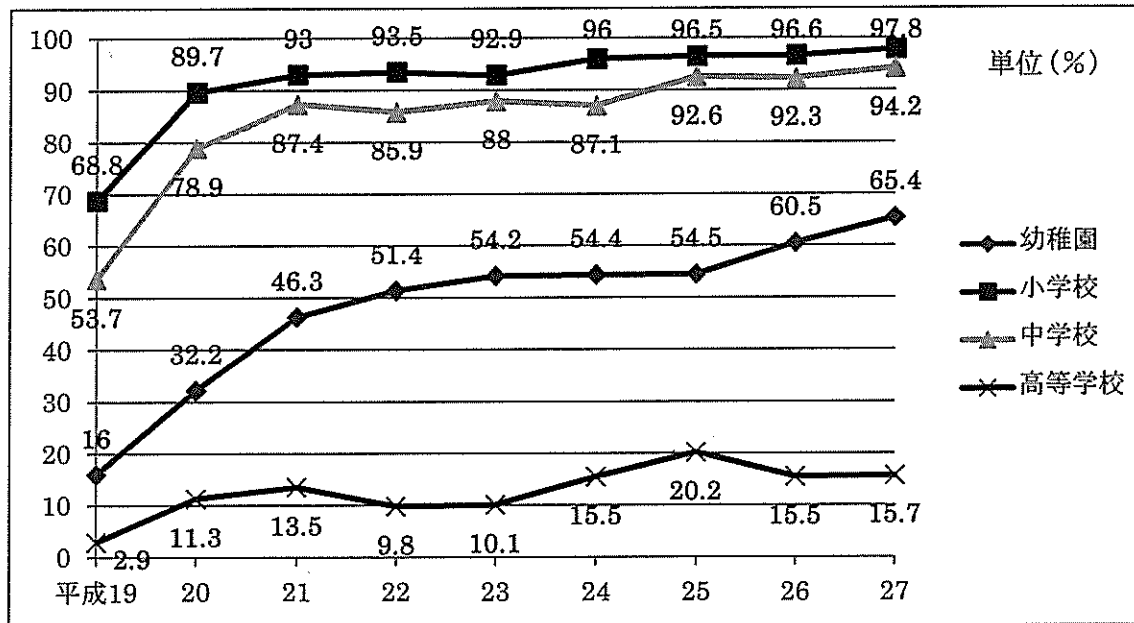
○一人一人の教育的ニーズに応じた的確な指導・支援を行うために、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を進めています。県教育委員会では、個別の教育支援計画や個別の指導計画作成のための資料集や手引きなどを作成し、様々な研修の機会をとおして計画作成の意義の理解・啓発に努めています。

◎幼稚園、小学校、中学校の作成率は、年々高くなっている。【図6】【図7】

【図6】【個別の教育支援計画の作成率の推移（公立学校）】



【図7】【個別の指導計画の作成率の推移（公立学校）】



○特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整の役割を担う校内支援体制の推進役です。千葉県では、全ての公立小・中学校等、高等学校、特別支援学校で特別支援教育コーディネーターが校務分掌に位置付けられています。

○高等学校における特別支援教育の体制整備が課題であることから、高等学校の特別支援教育コーディネーターの研修会を実施しています。

◎体制整備状況調査によると、校内委員会の設置率、コーディネーターの指名率は高く、公立小・中学校等、高等学校では100%となっている。一方、個別の教育支援計画の作成率、専門家チームの活用率が低い。【表1】

【表1】【学校種別の体制整備状況】

各年9月1日現在（文科省調査）＜千葉市除く（公立）＞（単位：％）

幼稚園	校内委員会の設置	実態把握の実施	コーディネーター指名	個別の指導計画作成	個別の支援計画作成	巡回相談員の活用	専門家チームの活用	教員研修の受講状況
H19	18.6	62.8	25.6	16.0	9.0	52.6	27.6	
H24	68.4	97.1	73.5	54.4	40.4	69.1	47.1	84.9
H25	74.6	99.3	82.8	54.5	38.1	79.9	53.0	88.6
H26	78.3	98.4	86.0	60.5	44.2	72.9	51.9	87.0
H27	100	99.2	100	65.4	43.3	79.5	59.8	86.2

小学校	校内委員会の設置	実態把握の実施	コーディネーター指名	個別の指導計画作成	個別の教育支援計画作成	巡回相談員の活用	専門家チームの活用	教員研修の受講状況
H19	100	93.3	100	68.8	32.3	73.5	39.4	
H24	100	98.5	100	96.0	65.4	81.4	43.8	83.4
H25	100	99.0	100	96.5	72.8	82.6	49.5	85.7
H26	100	99.4	100	96.6	76.0	82.1	48.8	88.9
H27	100	99.9	100	97.8	76.4	85.9	50.1	90.3

第2章 第1次計画策定後の取組と評価

中学校	校内委員会の設置	実態把握の実施	コーディネーター指名	個別の指導計画作成	個別の教育支援計画作成	巡回相談員の活用	専門家チームの活用	教員研修の受講状況
H19	100	85.3	100	53.7	27.3	55.2	25.2	/
H24	100	97.2	100	87.1	66.6	66.6	39.0	75.6
H25	100	95.7	100	92.6	69.3	70.9	41.1	68.5
H26	100	98.2	100	92.3	69.6	75.5	43.9	77.5
H27	100	97.5	100	94.2	78.5	73.9	45.1	77.2

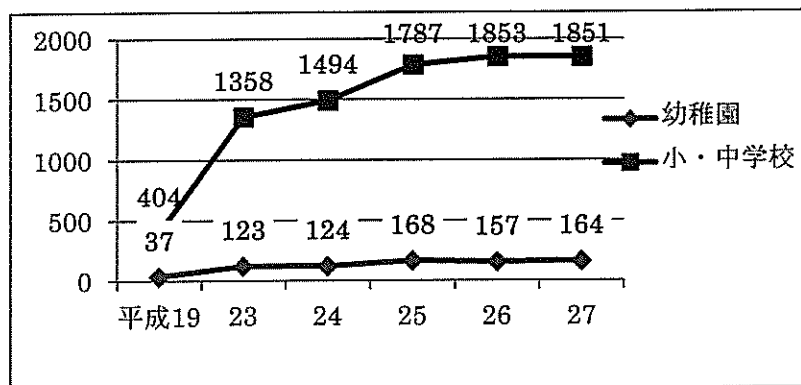
高等学校	校内委員会の設置	実態把握の実施	コーディネーター指名	個別の指導計画作成	個別の教育支援計画作成	巡回相談員の活用	専門家チームの活用	教員研修の受講状況
H19	17.3	21.6	8.6	2.9	1.4	14.4	4.3	/
H24	100	96.9	100	15.5	11.6	24.8	23.3	59.5
H25	100	99.2	100	20.2	16.3	24.0	17.8	64.5
H26	100	99.2	100	15.5	11.6	31.0	20.9	68.1
H27	100	98.4	100	15.7	11.0	44.9	26.0	81.0

(3) 外部人材と協働した取組の状況

○学校での学習や生活全般に支援を必要とする障害のある幼児児童生徒を支援するために、市町村における特別支援教育支援員の配置を働きかけています。また、高等学校にも特別支援教育支援員を配置し、高等学校における支援の充実に努めています。

◎幼稚園・小学校・中学校・高等学校すべてに必要なに応じて支援員が配置されている。特に小学校に多く配置され、年々増えている。【図8】

【図8】【幼稚園、小学校、中学校の特別支援教育支援員配置状況】(人数) ※H27は集計中



特別支援教育支援員が行う支援内容は、一人一人の状況により異なりますが、教室の移動、食事や衣服の着脱、排泄など身の周りの介助や安全確保の他に、学習時の代筆・代読、パソコン操作、ページめくりなどの補助を行っています。

【表2】【高等学校の特別支援教育支援員配置状況】(人数)

年度	19	24	25	26	27
配置校数(校)	0	6	7	9	5
配置数(人)	0	8 (全日制6・定時制2)	9 (全日制6・定時制3)	11 (全日制7・定時制4)	5 (全日制2・定時制3)

## 第2章 第1次計画策定後の取組と評価

○特別支援教育に関する高い専門性を有する20名（平成27年度）の特別支援アドバイザーを県内5か所の教育事務所に配置しています。公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校からの要請に応じて派遣し、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等の助言を行っています。

◎派遣要請数は年々増え、今後も派遣要請が増えていくことが予想されることから、今後も効果的な活用を検討していく必要がある。【表3】

【表3】【特別支援アドバイザーの活用状況（派遣実績）】（回数）※H27は集計中

年 度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
派遣先	幼稚園	※2	※2	53	54	55	59	41	52	49
	小学校			490	577	601	583	647	635	687
	中学校			103	136	152	144	170	180	157
	高等学校			4	10	7	9	12	26	26
	その他 ※1			19	16	15	12	12	11	11
合計	669	793	669	793	830	807	882	904	930	

※1 その他：保育園、市町村の研修会 ※2 H19,20は、巡回指導職員9名・巡回サポーター9名合計18名の派遣数

○障害のある幼児児童生徒の自立活動や社会自立に向けた学習に、優れた専門的知識を有する外部人材を講師として特別支援学校に配置・活用しています。作業療法や摂食指導などの分野や、職業指導に関する分野など、特別非常勤講師として平成27年度は、理学療法士12名、作業療法士8名、臨床心理士4名、言語聴覚士6名、歯科医師9名、視能訓練士2名等、併せて28校に55名の人材を雇用しています。

また、陶芸、農業、手芸、福祉、清掃、フードデザイン、接客等職業委嘱講師として、平成27年度は25校に61名を配置しました。

### （4）様々な困難を抱える幼児児童生徒への支援

◎医療的ケアが必要な児童生徒が、学校で安心して学習や生活ができるよう、対象となる児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置している。また、修学旅行等における健康や安全を確保するため、医師や看護師が同行している。【表4】【表5】

【表4】【公立特別支援学校の医療的ケア実施体制の整備】

※看護師人数は週30時間勤務を1人としてカウント

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
実施校数(校)	15	18	21	20	21	21	20	20	22
対象者数(人)	96	100	114	119	132	135	155	169	166
配置看護師数(人)	21	26	32	37	41	43	45	49	55

第2章 第1次計画策定後の取組と評価

【表5】【県立特別支援学校の修学旅行等における医療的ケア実施体制の整備】※医師・看護師はのべ人数

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
特別支援学校(校)	15	18	21	20	21	22	15	26	
配置医師及び看護師数(人)	53	47	55	55	58	66	49	65	

◎入院など様々な事情で登校が困難な児童生徒の学習の機会を保障するため、訪問による指導を行っている。最近はICT機器を活用した指導の工夫が様々な形で試みられており、その効果が期待されている。【表6】

【表6】【公立特別支援学校訪問教育の実施状況】

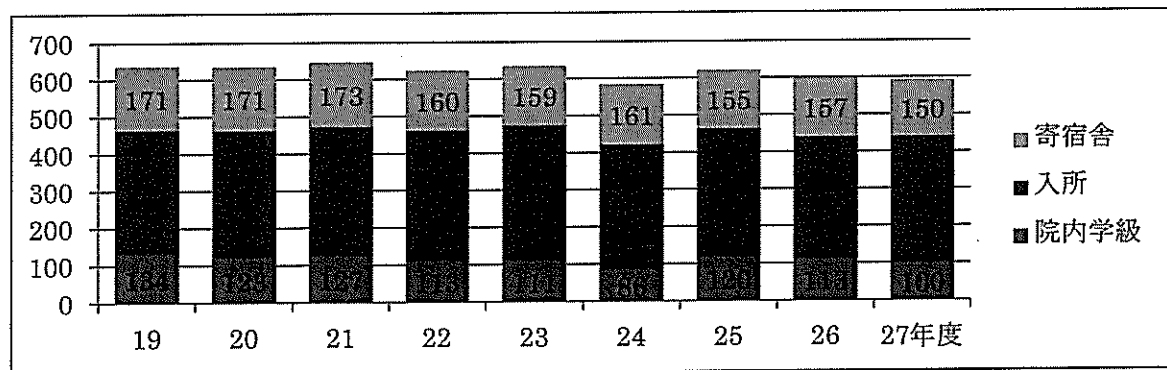
(単位：人)

年度	訪問教育実施校数	児童生徒数			訪問先区分					
					家庭		病院		施設	
		小中	高	計	小中	高	小中	高	小中	高
19	24	64	22	86	45	13	16	8	3	1
24	25	65	20	85	50	14	13	6	2	0
25	25	72	26	98	57	16	16	6	2	1
26	25	74	26	100	53	17	17	7	4	2
27	26	65	27	92	51	18	6	8	6	3

◎入院や施設入所など家庭から離れて生活しなければならない児童生徒もいる。【図9】  
平成27年度、県内の特別支援学校6校に病院と連携した院内学級、7校に寄宿舎がある。また、特別支援学校18校では児童福祉施設から通学する児童生徒がいる。各施設関係者と教職員が連携を図り、児童生徒へのよりよい指導・支援に努めている。

【図9】【入院・入所・寄宿舎児童生徒数（公立）】

各年5月1日現在（単位：人）



◎特別支援学校は、これまで培った専門性を基盤として、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすべく、複数の障害に対応できる教育機能及び支援機能を有するように努めている。特に通級による指導については、平成13年度から実施している聴覚障害の通級指導教室の他に、平成22年度以降、視覚障害、病弱、肢体不自由と対応する障害種を増やし、支援を必要とする小・中学校の児童生徒へと対応を広げてきている。【表7】



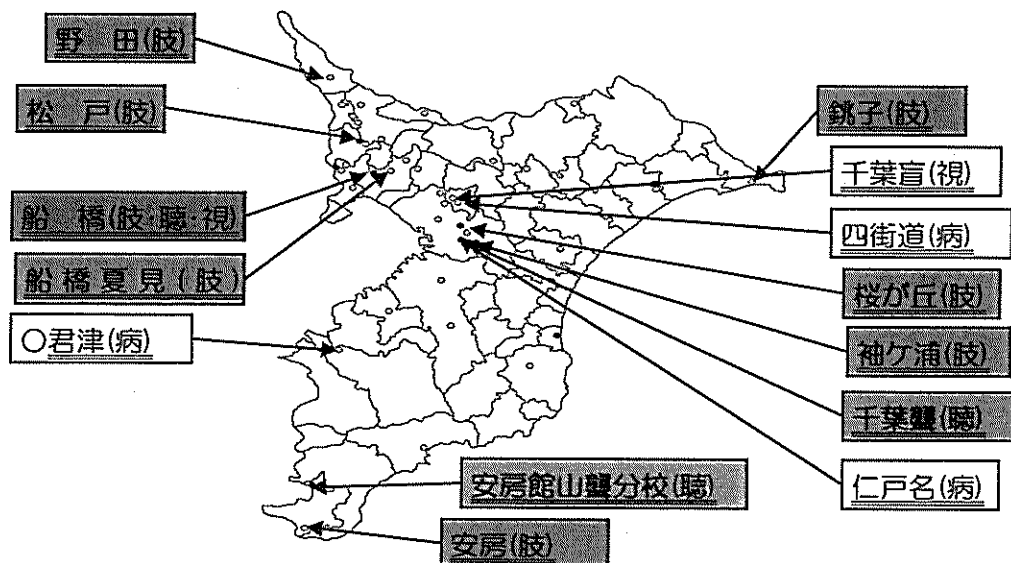
## 第2章 第1次計画策定後の取組と評価

【表7】【特別支援学校の通級による指導 実施校一覧】

学校名	対象障害種	開始年度
千葉聾学校	聴覚障害	H13
安房特別支援学校	聴覚障害・言語障害・肢体不自由	H13 (聴・言)、H27 (肢)
千葉盲学校	視覚障害	H22
船橋特別支援学校	肢体不自由・聴覚障害・視覚障害	H25 (肢)、H27 (聴)、H28 (視)
仁戸名特別支援学校	病弱	H25
四街道特別支援学校	病弱	H25
桜が丘特別支援学校	肢体不自由	H26
袖ヶ浦特別支援学校	肢体不自由	H26
松戸特別支援学校	肢体不自由	H26
野田特別支援学校	肢体不自由	H27
銚子特別支援学校	肢体不自由	H27
船橋夏見特別支援学校	肢体不自由	H27
君津特別支援学校	病弱	H28

- 病弱を対象とした特別支援学校では、1か月程度の短期間入院の児童生徒に対しても、必要に応じて通級による指導が受けられるように対応しています。
- 高等学校に在籍している生徒が、病気で長期間入院する場合は、一時的な転学を認め、特別支援学校に学籍を移し、退院後元の高等学校に戻ることができます。
- 長期入院児童生徒の学びの機会の創出、支援の在り方についてICTを活用した遠隔教育をテーマとして研究しています。
- 医療・福祉等の関係機関との連携を図りながら発達障害、強度行動障害、精神疾患のある児童生徒の指導・支援の工夫についての研究成果を、県教育委員会のホームページを活用し、周知しているところです。
- 知的障害を対象とする特別支援学校で性に関する指導・支援について研究しています。

◎特別支援学校の通級による指導は、全県に展開している。【表7】【図10】



【図10】【特別支援学校における通級による指導実施校】

4 特別支援学校の状況について

【第1次計画 テーマ3に関連】

★ 今後の特別支援学校の新たな機能の構築

- (1) 特別支援学校の配置・整備と機能の充実。
- (2) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

○特別支援学校の多くは、昭和54年に養護学校教育の義務制がスタートしてから昭和60年代にかけて設置されたため、学校の施設・設備の老朽化への対応が必要になっています。また、学校周辺の環境や社会生活に関する状況なども開校当時とは状況が大きく異なり、通学路の安全確保、スクールバスの運行方法の変更など、学校運営についても変更や改善が必要な場合があります。

◎特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、平成23年3月に「県立特別支援学校整備計画」を策定し、過密化や教室不足の解消、スクールバスの長時間乗車などのさまざまな課題に取り組んでいる。以後10年間を見通し、当面5年間を計画推進期間として、これまでに約1,130人分の過密状況に対応したところである。【表8】

【表8】【平成19年度以降の県立特別支援学校 開設校】

年 度	開 設 校
20	安房特別支援学校鴨川分教室（小・中）
21	柏特別支援学校流山分教室（高）
22	特別支援学校流山高等学園第二キャンパス（高）、我孫子特別支援学校清新分校（高） 市原特別支援学校つるまい風の丘分校（高）
24	特別支援学校市川大野高等学園（高）、印旛特別支援学校さくら分校（高）
25	安房特別支援学校館山蠶分校（幼・高）
26	湖北特別支援学校（高）
27	習志野特別支援学校（小）、船橋夏見特別支援学校（中・高）、矢切特別支援学校（小・中・高）、飯高特別支援学校（小・中・高）、大網白里特別支援学校（小・中・高）

○また、スクールバスの長時間乗車の解消や、車椅子利用が可能なバスの配備など、児童生徒の健康面で負担の少ない安全な通学に向けて努力しています。

○特別支援学校は、これまで培った専門性を基盤として、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすべく、複数の障害種に対応できる教育機能及び支援機能を有するように努めています。

5 自立と社会参加について

【第1次計画 テーマ4に関連】

★後期中等教育の充実と卒業後の自立支援

- (1) 将来の自立と社会参加に向けた後期中等教育の充実
- (2) 個別移行支援計画に基づく就業支援ネットワークの充実
- (3) 高等学校における特別支援教育の支援体制づくり

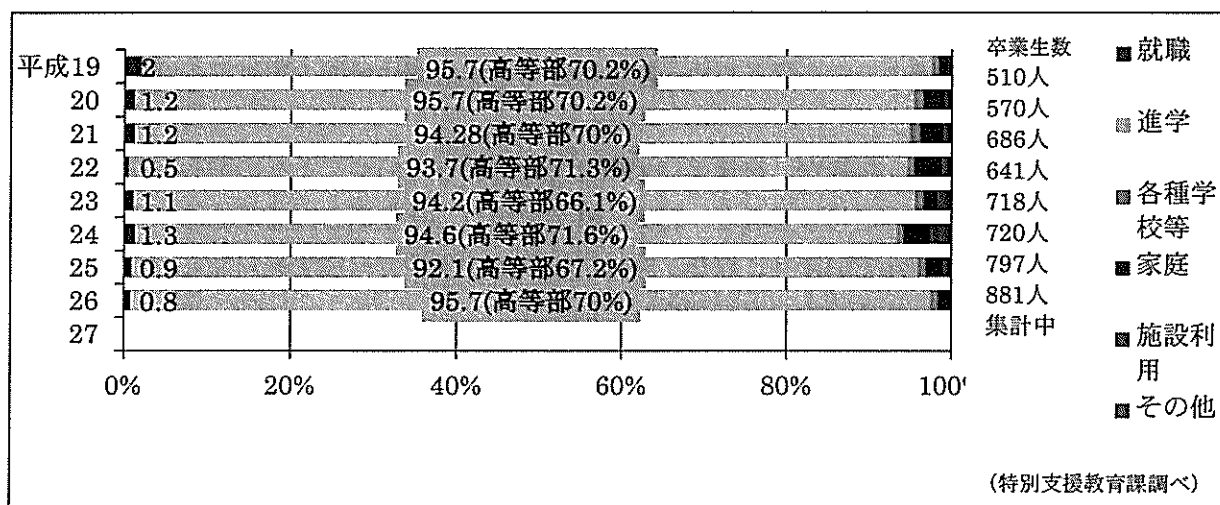
【第1次計画 テーマ5に関連】

★卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援

- (1) 障害のある人の学びの機会と場の充実
- (2) 特別支援学校の学校開放講座等の充実
- (3) 関係機関等が連携した生涯学習支援ネットワークの構築

◎中学校特別支援学級の卒業生の進路は、ほとんどが進学である。卒業生の70%程度が特別支援学校高等部に進学している。【図11】

【図11】【中学校特別支援学級卒業生の進路状況】 \*進学の（ ）内は特別支援学校高等部へ進学した率

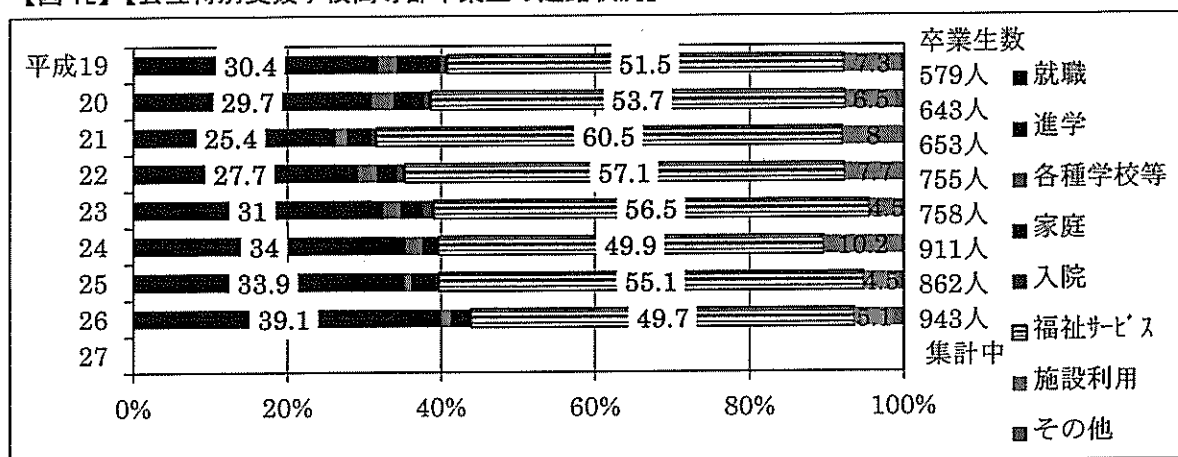


○特別支援学校では、就労を目指す高等部生徒への支援の充実を図るため、平成23年度から就労支援コーディネーターを指名しました。平成26年度は、特別支援学校24校に25名の就労支援コーディネーターを指名するとともに、就労支援のネットワークを構築して企業や関係機関との連携の強化に努めています。

第2章 第1次計画策定後の取組と評価

◎平成26年度の特別支援学校卒業生のうち、約55%が障害福祉サービス・施設利用、約39%が就職となっている。また、就職希望者398人のうち実際に就職した生徒は369人で、就職率は92.7%であった。【図12】

【図12】【公立特別支援学校高等部卒業生の進路状況】



○特別支援学校が培ってきた障害のある生徒への就労支援のスキルを高等学校に在籍する障害のある生徒の進路指導等に役立てる取組も始まっています。

○卒業後の社会生活の充実を図るため、在学中から医療機関や地域の福祉等の関係機関との連携を図っています。

○特別支援学校では、生徒が、卒業後に地域社会と関わっていくことへの関心を高めたり、余暇利用の方法を学んだりするなど、将来、社会で自立した生活を送るための学習を教育課程に位置付け取り組んでいます。また、多くの特別支援学校で卒業生を対象に同窓会等が組織され、余暇活動や生活相談などに対応しています。

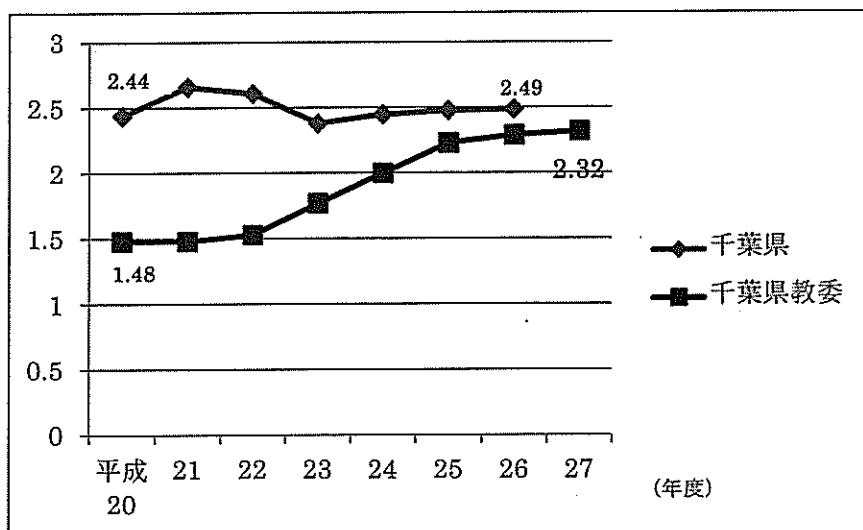
○千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターなどが開催する障害者向けの様々な行事（健康増進、仲間づくり、教養講座等）も行われ、最近は年間2,000人を超える参加があります。

◎千葉県教育委員会では、特別支援学校の卒業生を含め、積極的な障害者雇用に努めている。平成27年度は、特別支援学校の卒業生を、県立学校の嘱託技能員として45名雇用している。【表10】

【表10】【県立学校の「学校技能員等嘱託職員」における障害者雇用の状況】

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
雇用先	高等学校 4校 特別支援学校 4校	高等学校 11校 特別支援学校 4校	高等学校 18校 特別支援学校 7校	高等学校 27校 特別支援学校 10校	高等学校 41校 特別支援学校 13校	高等学校 34校 特別支援学校 10校
学校技能員(人)	8	16	26	34	49	39
調理員(人)	—	—	2	4	6	6

【図13】【千葉県教育委員会における障害者雇用率の推移】



千葉県教育委員会では、障害者雇用推進プロジェクトチームを設置し、障害のある方の積極的な雇用に努めてきました。平成27年度は、14人（政令算定数220人\*1）を採用し、法定雇用率2.2%を達成しています。

\*1 政令算定数：重度身体障害者及び重度知的障害者は1人を2人としてカウントします。

## 6 教員の専門性の向上について

### 【第1次計画 テーマ6に関連】

#### ★学校と教員の専門性の維持・向上

- (1) 学校、教員の専門性の維持・向上
- (2) 特別支援学校免許状保有率の一層の向上
- (3) 特別支援学校のセンター的機能充実のための教員配置
- (4) 異校種間の人事交流の推進
- (5) 理学療法士、作業療法士等の専門職の活用

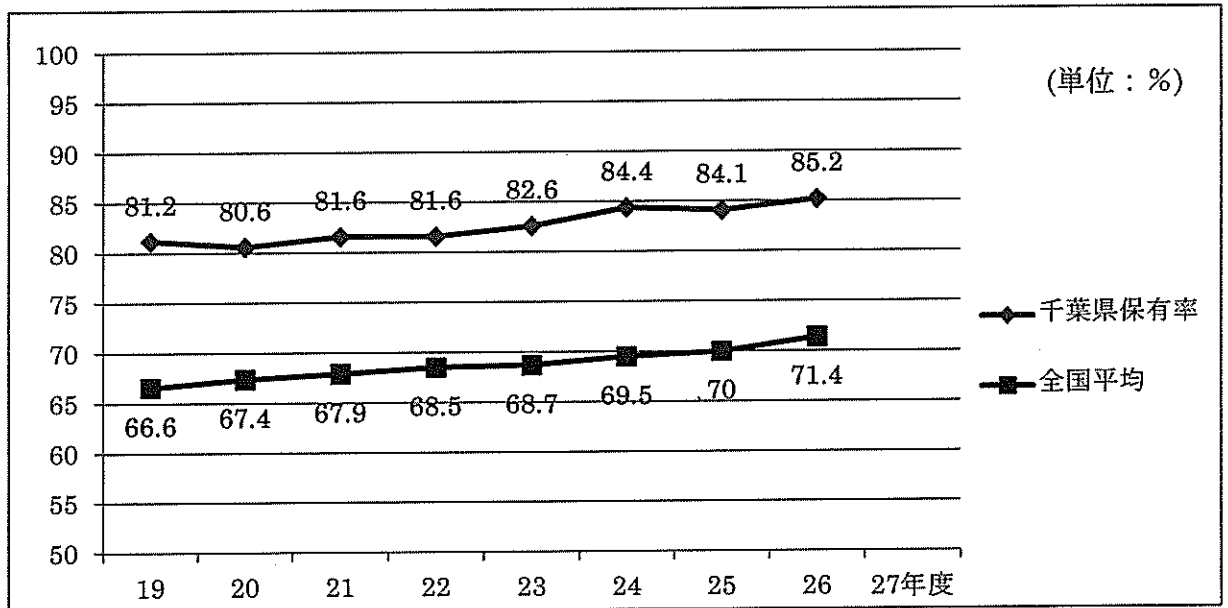
○特別支援教育が全ての学校で推進されるためには、全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を有することが重要であることから、学校や教員の研究・研修の機会の充実に努めるとともに、「特別支援学校教諭免許状」の積極的な取得を働きかけています。

○特別支援教育推進体制の充実、特別支援学校の支援機能の充実、学校及び教員の専門性の維持など、様々な視点から、教員の適切な配置や人事交流に努めています。特に、学校種を超えた人事交流は、特別支援教育の理解を広げていく上で重要であることから、一層充実させていく必要があります。

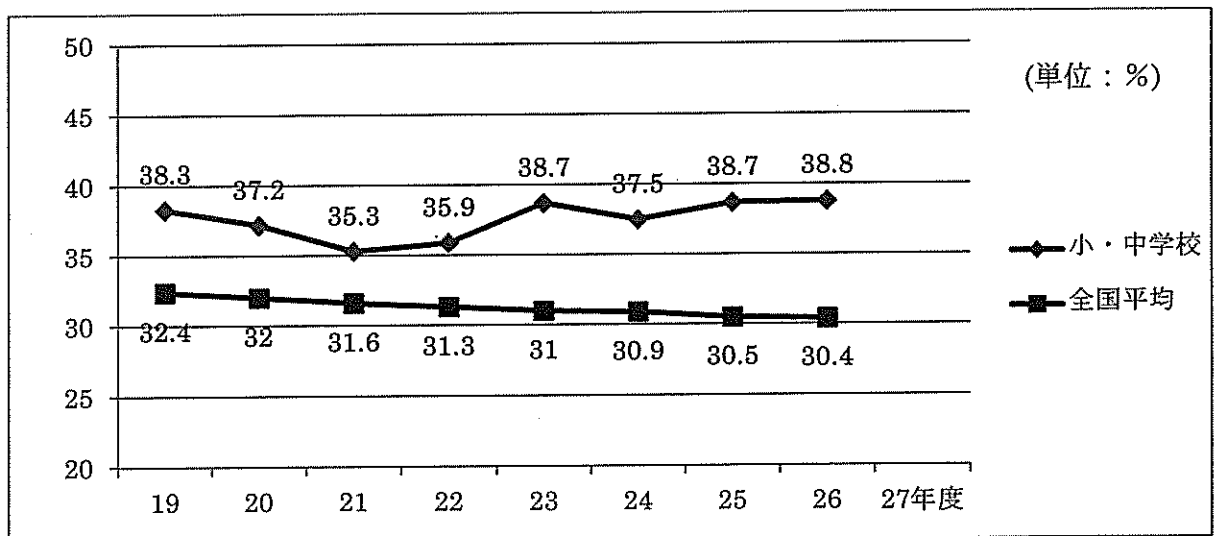
◎千葉県では、特別支援学校の教員には免許保有者を採用している。そして、特別支援学校の免許を保有していない小・中・高等学校の教員との人事交流を行っており、人事交流を行った者は優先的に免許取得ができるようにしている。そのため、特別支援学校全体の保有率は80～85%で推移している。

人事交流を積極的に行うことで、小・中・高等学校における教職員の特別支援教育についての専門性の向上が図られている。【図14】【図15】

【図14】【千葉県】の県立特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有率の推移】



【図15】【千葉県】の特別支援学級における特別支援学校教諭免許状の保有率の推移】 27年度は集計中



○教職員の資質向上、特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、県総合教育センターにおいて、各教員の教職経験やニーズに応じた様々な研修を実施しています。また特別支援学校が開催する研修会等を、近隣の小・中学校等の教職員研修の機会として提供するなど、地域の教育資源の組み合わせ（スクールクラスター）の充実を目指した取組が進んでいます。

◎千葉県の特別支援教育に係る課題について学校を指定して調査研究を行い、研究発表会等を開催して、その成果を本県の特別支援教育推進に役立てている。【表11】【表12】

第2章 第1次計画策定後の取組と評価

【表11】【平成27年度研究指定一覧】

文部科学省

インクルーシブ教育システム構築事業（県の再委託事業）	
インクルーシブ教育システム構築モデルスクール	浦安市
早期からの教育相談・支援体制の構築	柏市・市原市
インクルーシブ教育システム構築モデル事業	
インクルーシブ教育システム構築モデルスクール	印西市
インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）	佐倉市
特別支援学校機能強化モデル事業	
特別支援学校のセンター的機能充実事業	船橋市・市川市
自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業	
個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育	幕張総合高等学校・佐原高等学校
キャリア教育・就労支援等の充実事業	関宿高等学校
発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業	
発達障害早期支援事業	匝瑳市・白子町・鴨川市・君津市
系統性のある支援研究事業	八街市
特別支援学校（病弱）高等部における遠隔教育の普及の推進に関する調査研究	
高等部におけるICTを活用した遠隔教育	四街道特別支援学校

千葉県教育委員会

センター的機能の充実	四街道特別支援学校・市原特別支援学校（つるまい風の丘分校）
教育課程の在り方	柏特別支援学校・仁戸名特別支援学校・横の実特別支援学校 ・君津特別支援学校・流山高等学園・香取特別支援学校
職業教育・キャリア教育の充実	印旛特別支援学校
交流及び共同学習	千葉特別支援学校
特別支援教育校内支援体制の充実	大網白里市立増穂小学校
特別支援教育体制整備の推進	県立千葉高等学校・八街高等学校

【表12】【平成28年度研究指定一覧】

文部科学省

自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業	
個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育	幕張総合高等学校・佐原高等学校
キャリア教育・就労支援等の充実事業	関宿高等学校
発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業	
発達障害早期支援事業	鴨川市
系統性のある支援研究事業	八街市・白子町・市原市

千葉県教育委員会

センター的機能の充実	袖ヶ浦特別支援学校・船橋夏見特別支援学校 ・四街道特別支援学校・大網白里特別支援学校
一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程	流山高等学園・千葉盲学校・君津特別支援学校
職業教育・キャリア教育の充実	印旛特別支援学校
地域に根差した学校づくり	飯高特別支援学校
障害者スポーツを通じた交流活動	矢切特別支援学校
特別支援教育における早期からの支援構築事業	柏市立柏第七小学校
特別支援教育体制整備の推進	東葛飾高等学校・鶴舞桜が丘高等学校

## 第2節 第1次計画の評価と今後の課題

### 1 テーマ別の評価

#### (1) テーマ1 早期の教育相談支援体制の整備

○特別支援学校が行っている教育相談は、平成19年度と比較すると全体の相談件数は減少傾向にあるものの、就学前の相談件数は増加傾向にあり、小学校への就学に関する相談の要望は高いと考えられます。

○幼稚園での個別の支援計画の作成率は増加してはいるものの、4割程度であり、個別の教育的ニーズに十分に対応できているとは言い難い状態であることが窺えます。今後、早期の教育相談支援体制のさらなる充実を図っていくことが必要です。

<図1の挿入>

※H19年2,698件からH26年2,797件と増加していることが伺えます。

【図1】就学前の相談件数

<表1の挿入>

※幼稚園における個別の支援計画作成率は、H19年9%でしたが、H26年には44.2%まで伸びています。しかし、十分な数字であるとは言い難い状態です。

【表1】幼稚園における体制整備状況

○総合教育センター特別支援教育部の相談では、全体の相談件数が減少しています。市町村教育委員会や市町村の福祉センター及び地域の特別支援学校等での相談が充実してきた表れであると考えていますが、就学前の相談のニーズが高いことから、今後、地域で実施される相談内容と特別支援教育部で行う相談内容の違いを明確にする等、相談内容の特化や周知を図り、相談支援体制の充実を図ることが必要です。



<図2の挿入>

※総セ特別支援教育部における相談件数は、H19年度244件からH26年度110件に減少しています。その反面、L.A等の相談の割合は、H19年度54.9%からH26年度71.8%と大幅な伸びを示しています。

【図2】総セ特別支援教育部 相談件数の推移

(2) テーマ2 小・中学校における特別支援教育の整備・充実

○特別支援学校に在籍する児童生徒等が、自分の住む地域の学校で数日間学習するという「居住地校交流」の実施人数及び学校同士で交流を行う「学校間交流」の実施回数はともに増加しています。しかしながら、参加人数が限られていることから、今後、通学方法や授業内容の工夫等を行い、希望する児童生徒全員が参加できるようにする必要があります。

<図4の挿入>

※居住地校交流実施人数については、H19年度141人からH26年度271人に増加しています。

【図4】居住地校交流実施人数の推移

<図5の挿入>

※学校間交流の回数については、H21年度275回からH26年度420回に増加しています。

【図5】学校間交流回数の推移

○個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成率は年々高くなっています。計画作成の意義の理解啓発に努めてきた成果であると思われます。しかしながら、幼・小・中・高校のどれも作成率が100%には至っていません。この作成率は、各学校等において、個別の教育支援計画等が1名分でも作成されていた場合には、

## 第2章 第1次計画策定後の取組と評価

「作成している」と換算されるため、たとえ100%となったとしても、計画を必要としている幼児児童生徒全員分が作成されているとは言えません。「障害者差別解消法」の施行に伴い、公立学校等における合理的配慮の提供が義務化されると共に、本人・保護者等と合意形成に至った合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましいとされていることから、それを必要としている幼児児童生徒全員分の個別の教育支援計画が作成されるよう、その徹底を図っていくとともに、その作成率の把握が必要です。

<図6の挿入>

※個別の教育支援計画作成率は、年々上昇していますが、小中学校に比べ、高等学校・幼稚園等の作成率が低い状態です。

【図6】個別の教育支援計画作成率

○支援員については、平成19年度、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に総数441人、平成27年度には、幼・小・中・高校に総数2,030人と、必要に応じて増員されているところです。今後も支援員の必要は高まると思われることから、特別支援教育コーディネーターの専任配置と併せて、支援員の増員(地方財政措置による)について、国に要望しているところです。

<図7の挿入>

※幼稚園・小中学校・高等学校への支援員の配置については、平成19年度441人から、平成27年度2,030人へと増加しています。

【図7】支援員の配置状況

○県では、小・中学校等に在学する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の指導・支援に関して、教員への助言・援助を行うことを目的に特別支援教育に専門性を有する特別支援アドバイザーを20名配置し、各学校からの要請に基づき派遣しています。各学校からの派遣要請については、年々増加しており、要請数の増加に対応すべく派遣期間を短くする等の対応をした結果、各学校からの要請には応えることはできていますが、本来想定していた1回あたり1～2週間の派遣期間の確保は困難となり、児童生徒等の十分な実態把握の上での有効な支援方法

## 第2章 第1次計画策定後の取組と評価

等の検討が困難になってきています。今後、市町村教育委員会と連携しつつ、効果的な派遣期間や派遣方法について検証していくことが必要です。

<図8の挿入>

※特別支援アドバイザーの派遣数は、H19年度669件から、H27年度930件へと増加しています。

【図8】特別支援アドバイザーの派遣数の推移

○医療的ケアの実施、ICT機器を活用した訪問教育の工夫、特別支援学校における通級による指導など、様々な困難を抱える児童生徒への支援について研究や支援が進んでいます。今後も多様な学びの場の充実を図っていくことが重要です。

<図9の挿入>

※通級による指導等、多様な学びの場が広がっています。

【図9】通級による指導実施校一覧

### (3) テーマ3 今後の特別支援教育の新たな機能の構築

○特別支援学校の児童生徒数の増加(特に高等部の生徒の増加が大きい)に対応し、平成19年度以降、分校・分教室を含めて14校を開設しました。  
この開設によって、( )のように過密解消が図られました。  
今後は次期県立特別支援学校整備計画を策定し、通学区域の設定等を含めて、計画的に対応を進めていくことが必要です。

<表1の挿入>

## 第2章 第1次計画策定後の取組と評価

※平成20年度以降14校の県立特別支援学校が開設されています。

【表1】平成19年度以降の県立特別支援学校開設校

- これまで、医療的ケアに係る必要な看護師等の配置を進めてきました。また、ガイドラインを定めたり、医療的ケア指導医による特別支援学校看護師等指導事業等を実施したりすることにより、安全で確実な医療的ケアに実施に努めてきました。今後も必要に応じて看護師等の配置を進めていきます。
- 小中学校等においても医ケアの体制づくりを整えていくことが必要であることから、指導的立場の看護師を活用する等して、地域の医療的ケアの体制づくりの充実に努めていきます。

<表2挿入>

※看護師の配置が進んでいます。

【表2】医療的ケア実施体制の整備

- 特別支援学校が実施する相談件数の増加、通級による指導の展開、研究の取組等、特別支援学校が、地域の特別支援教育のセンターとしての役割に積極的に取り組み、着実な成果をあげています。今後も、さらなる充実を図っていくことが必要です。

<図10・11の挿入>

※県立特別支援学校が受理した教育相談数・教員からの要請に協力した件数等が年々増加しています。

【図10】【図11】県立特別支援学校が受理した相談件数・要請に協力した件数

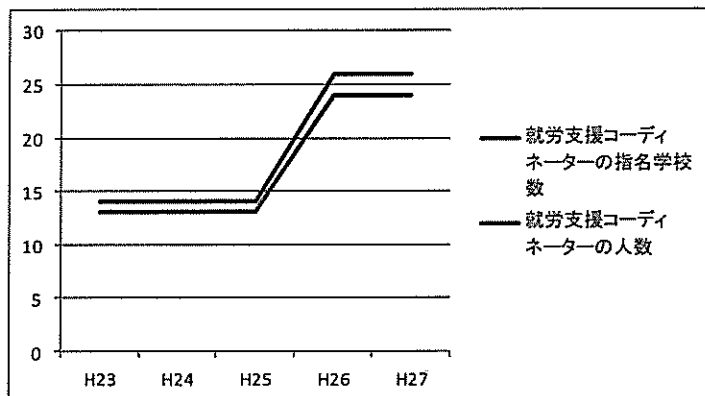
### (4) テーマ4 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援

#### テーマ5 卒業後の豊かな生活や生涯学習の充実

- 就労先等における就労に必要な技能や働き続けるために必要な力、卒業後の生活

## 第2章 第1次計画策定後の取組と評価

に必要な力等について、現状や課題を把握し、授業内容の改善等に生かすため、企業や福祉施設の方と連携を進めると共に各学校において就労支援コーディネーターを指名し、就労支援のネットワークの構築を図っています。



※就労支援コーディネーターの配置が確実に増加しています。

【図12】 就労支援コーディネーターの指名数の推移

○近年、法の改正等により、障害者雇用が積極的に行われています。それに伴い、特別支援学校高等部専門学科の卒業生はもとより、高等部卒業生の就職率が高まっています。

<図13の挿入>

※障害者雇用は確実に伸びています。

【図13】 障害者雇用の状況の推移

<図14の挿入>

※特別支援学校卒業生全体に対する就職率は、H19年度 30.4%から H26年度 39.1%と確実に

申びています。

【図14】特別支援学校卒業生全体に対する就職率の推移

○今後は、卒業後の社会生活の充実を図るための学習にも力を入れると共に、特別支援学校を利活用した開放講座等の取組を通して、地域で積極的に社会参加することのできる生徒の育成及び共生社会の構築にも取り組んでいくことが重要です。

#### (5) テーマ6 学校と教員の専門性の維持・向上

○特別支援学校の特別支援学校免許保有率は、80～85%で推移し、全国的にも高い水準を維持しました。85%で留まっている理由は、小・中・高等学校等と特別支援学校の人事交流を積極的に行っていることが考えられます。今後も、積極的な人事交流を行い、すべての学校で特別支援教育が推進されるようにする必要があります。

<図15の挿入>

※特別支援学校教員の特別支援学校免許状保有率は、H19年度81.2%からH26年度85.2%と増加しています。

【図15】特別支援学校教員の特別支援学校免許状保有率の推移

○本県の特別支援教育に係る課題について調査研究を行い、特別支援教育実践発表会や研究指定校研究成果報告会等で報告し、その成果を県内外に広めることができました。

## 2 全体的な評価

各テーマ別の評価をみると、医療的ケアの体制整備、特別支援学校の開校、特別支援学校のセンター的機能の強化、特別支援学校卒業生の就職率の増加等、特別支援学校で行われている特別支援教育については量的・質的共に進展してきていると思われます。

一方、幼稚園、小・中学校、高等学校等で行われている特別支援教育については、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成率が100%に至らないことや特別支援学級担任の特別支援学校免許保有率が特別支援学校の半分以下であるなど、さらに強力に特別支援教育の充実を図っていくことが必要であると思われます。

それぞれの取組についての課題を整理し、具体的な取組を通して特別支援教育の充実を図っていくことが必要です。

## 3 今後の課題

(1) 早期からの教育相談と支援体制の整備

関係者・関係機関の支援ネットワークを一層強化させ、障害のある幼児児童生徒とその保護者に対する相談・支援体制を更に充実させていく必要があります。

また、各市町村及び市町村教育委員会等で作成しているライフサポートファイルや個別の教育支援計画等を十分活用し、きめ細かで、十分な情報提供と合意形成を図りながらの就学相談・就学事務を実践していくことが求められます。

(2) 一人一人の教育的ニーズへの対応と連続性のある多様な学びの場の構築

①一人一人の教育的ニーズへの対応

一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を実現するために、通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等の柔軟で連続性のある多様な学びの場を県内全域に用意し、障害の特性や一人一人の教育的ニーズに配慮した教育課程の工夫、施設設備面の改善等を図りながら、一人一人の実態に応じた十分な学びに結びつくよう、計画的に対応していくことが必要です。

また、多様な教育的ニーズに対して、効果的な指導・支援を実現するため、外部人材の活用や、特別支援学校を含めた地域社会の様々な教育資源を積極的に活用していくことが課題です。

②障害のあるなしに関わらず、幼児児童生徒が共に学ぶことへの対応

障害のある人も障害のない人も、相互に尊重し理解しあう態度を発達段階に応じて涵養していくことは、わが国が目指す共生社会の実現に向けて極めて重要です。引き続き、交流及び共同学習を推進するとともに、地域で共に学ぶ取組の充実が必要です。

③様々な困難を抱える幼児児童生徒への対応

安全な学校生活と充実した学習活動を支える医療的ケアについて、通常の幼稚園、小・中学校、高等学校等における医療的ケアを含めて一層堅固な実施体制を整えていくことが期待されます。

また、これまで指導方法や支援体制が十分共有されていなかった精神疾患、高次脳機能障害、強度行動障害等のある幼児児童生徒への対応や、長期入院などの事情で十分な学習の機会が得にくい状況におかれている幼児児童生徒への対応、通学距離や社会自立に困難がある場合の対応など、きめ細かな指導と支援の仕組みを充実させていくことが必要です。

④高等学校の特別支援教育の推進

高等学校においては、すべての学校において、特別支援教育コーディネーターが指名されるとともに校内委員会の設置がなされるようになってきました。しかしながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成率、特別支援教育に係る教員研修の受講率から、障害のある生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び必要な支援が十分になされているとは言い

難しいと状態であると思われます。今後は、高等学校における特別支援教育の推進体制整備を進めると共に、高等学校における発達障害等のある生徒への教育支援（授業はもとより、定期テストや入学試験の配慮の在り方、生徒への指導、進路指導）等の課題について、また、障害のある生徒に対する合理的配慮のあり方等に重点を置いて、特別支援学校との連携を図りつつ取り組んでいく必要があります。

#### ⑤障害者スポーツ等の充実

平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催は、国や世代、文化を越えた交流を通じて、日本を夢や希望に溢れた社会にする千載一遇のチャンスであり、次世代の子どもたちが恩恵を得られるよう、千葉の魅力を高める投資を行うことが我々世代の使命です。

特に、この機会を生かし、障害者スポーツを通じた交流による効果について実践的な研究を進め、交流及び共同学習を深めたり、心のバリアフリーを推進したりする等、障害者の自立と社会参加を促進していくことが重要です。

### （3）今後の特別支援学校の教育環境の整備と新たな機能の構築

#### ①特別支援学校の狭隘化や適切な学習環境づくりへの対応

特別支援学校の幼児児童生徒数が増加し、教室不足や施設の狭隘化の傾向があることから、過密状況の緩和に向けた取組が必要です。

また、スクールバスの利用や施設設備等の充実など、障害のある幼児児童生徒の重度・重複化、多様化に対応した教育環境を一層整備していくことが必要です。

なお、今後の特別支援教育を推進していく上で、震災等で得られた様々な知見を踏まえ、障害のある幼児児童生徒の命と安全を守る防災教育についても、徹底していく必要があります。

#### ②特別支援学校の多様な支援機能充実への対応

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育の充実を図る上で特別支援学校が有する専門性を、地域の特別支援教育の推進・充実に向け、有用な教育資源として活用することが求められます。

障害のある幼児児童生徒が必要な支援を地域で受けられるよう、市町村教育委員会と連携を図りながら特別支援学校の通級による指導をより受けやすくすることや、多様な障害種に総合的に対応できる特別支援学校の機能の検討とネットワーク構築が必要です。

### （4）卒業後の自立支援や生涯学習の支援

障害のある幼児児童生徒の重度・重複化、多様化に対応した、生徒の卒業後の社会生活の充実に向け、教育と医療・福祉・保健・労働等の各分野の一層の連携を図るとともに、その連携を踏まえた在学中からの支援を強化していく必要があります。



また、障害のある幼児児童生徒の、学校を離れた地域社会での生活についても目を向け、在学中から、様々な余暇活動や社会教育施設等の利用も含めた豊かな生活につながる取組の充実を図っていくことが大切です。

障害のある生徒の就労支援については、これまでも企業、関係機関、学校などが相互に連携を図るなかで培ってきた信頼を踏まえ、ネットワークの強化を図り、在学中の進路指導の充実、障害者雇用の理解推進、就労後の定着などに一層努めていくことが重要です。

(5) 学校と教員の専門性の維持・向上

特別支援学校教諭免許状の取得促進、教員の教職経験や職種に応じた県総合教育センター等における研修、異校種間の計画的な人事交流などをおして、特別支援教育に関する基礎的な知識技能を全ての教職員が身につけていくための取組は、引き続き重要です。

また、教育と医療・福祉・保健・労働等の関係機関・施設、企業など、障害のある幼児児童生徒の福祉に関わりあう個人・団体が連携し、相互に研修し合える取組も必要です。

